

令和 年 月 日

感 染 症 に よ る 欠 席 届

大阪市立東中学校長様

年 組 生徒名 _____

保護者名 _____

記

病名 _____

受診医療機関 _____

上記の医療機関で受診しましたところ、

月 日 から 月 日 まで欠席するよう診断されました。

学校感染症と出席停止期間の基準

第2種・第3種の感染症のみ表示

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第 2 種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌剤療法による治療が終了するまで
	麻しん	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	全ての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症 └ 溶連菌感染症 A型肝炎 B型肝炎 手足口病 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎 など	学校で通常みられないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校医の判断を聞き、校長が第3種の感染症として緊急的に措置を取ることができる。